

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

福岡市東区箱崎2-54-27

処 分 庁 福岡市東福祉事務所

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から令和3年8月10日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護費返還徴収処分（法第63条に基づく返還決定処分（以下「本件処分1」とい。）及び法第77条の2に基づく徴収決定処分（以下「本件処分2」という。））に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分1を取り消します。

本件各審査請求のうち、本件処分2の取消しを求める部分については、却下します。

事案の概要

本件各審査請求は、審査請求人が遺産相続を受けたことにより保護費が過払いになったことを理由として処分庁が行った本件処分1及び本件処分2（以下「本件各処分」と総称する。）について不服であるとして、その取消しを求めるものです。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件各処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると次のとおりです。

- (1) 審査請求人は、令和3年5月21日、処分庁から本件各処分を受けた。しかし、本件各処分は、処分に至る経過における処分庁の違法ないし不当な対応の結果に基づくものであること、又は、処分庁による処分は考慮すべき事項を考慮していない点でその判断過程が違法ないし不当であることから、法第63条の規定に違反し、違法ないし不当である。
- (2) 本件各審査請求は、審査請求人が令和2年3月23日に遺産相続によって受け取った金1,133,277円について、処分庁が、令和3年5月20日付けの決定によって、内金1,091,156円について、本件各処分を下したことを受け、審査請求人が本件各処分に対し不服を申し立てるものである。
- (3) 本件各処分の不当性及び違法性について

ア 不当性

本件各処分については、一旦は審査請求人に対し、処分庁自身が、「遺産に関しては資産として考えるので、収入認定されない。なので、そのままあなたが生活費などに充てていい。」と誤った説明を行い、その誤りについて処分庁も自覚していたところであった。

それにもかかわらず、処分庁は、審査請求人に対する追加の説明を行うことなく、かえって、遺産を学費に使っていいと回答するのみで、遺産の全額返還とは矛盾する行動に終始していた。

しかも、令和3年5月20日付け「保護費の返還及び徴収について」（以下「本件各処分決定通知書」という。）が届くまでの間、審査請求人に対する説明は一切なされていない。

このように、誤った説明によって審査請求人をして遺産を使ってよいものという認識を生じさせたのは、処分庁自身であり、その後も法第63条返還に関する説明を行うことなく、突如として本件各処分の決定通知に至っていること、法第63条の処分においては考慮すべき自立更生費について一切考慮することなく、審査請求人に対する聴き取り等も全く行っていない点で、本件各処分は、その妥当性が一切ないものというべきであり、この点でも不当なものであって取消しを免れない。

イ 違法性

法第63条による返還額の決定に関しては、保護費の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、一定の額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとされており、世帯の自立更生費等を考慮してこ



れを判断することが求められている。同上の返還額は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額を控除して決定される。

ところが、本件各処分にあたっては、この自立更生費等が一切考慮されずに処分に至っている。

特に本件では、審査請求人は、ケースワーカー等に対し、審査請求人の長女（以下単に「長女」という。）の進学に関する費用が必要であることを告げており、処分庁側もこれを認識していた。進学に関する費用（学費等）は、「就学資金」として自立更生費に該当する可能性があり、本件各処分に際してはこれが考慮されなければならなかった。

また、審査請求人らの生活に不可欠な洗濯機の故障による買替についても、「家屋補修」ないしこれに準じるものとして自立更生費になりうるものであったといえる。

法第63条の趣旨に鑑みれば、被保護者の自立更生費の有無は、返還額を決定する上で重要な判断要素であるといえ、処分庁が本件各決定に際し、自立更生費の有無という観点を考慮することなく決定額を定めたことは、判断要素の選択に合理性が欠けていたものと言わざるを得ない。

そして、進学に関する費用及び洗濯機の買い替え費用等が自立更生費として認められる余地が十分にあったのであるから、本件各処分に際し、判断要素の選択に合理性を欠いていなければ、本件各処分の返還額が異なった可能性は十分にあり、その結果、本件各処分は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであった。

- (4) 処分庁の認識している事実の経過においても、本件遺産に関しては、審査請求人に対し、自立更生費に関する説明は一切なされていない。かつ、処分庁は、本件遺産に関して、返還額から控除できる額についてその費目ないし額の有無なども一切調査していない。このことは、処分庁が、自立更生費に関する調査についてまったく言及していないことから明らかである。

処分庁は、長女のアパート収入について自立更生費の控除を開始した旨の説明をしているが、これはあくまでも長女のアパート収入に関する言及に過ぎず、本件遺産に関する自立更生費とは関係がない。

また、処分庁は、「自立更生費については、検討の結果、世帯の自立助長を阻害するとは認められない為不要と判断しました」と説明するが、何を「検討」したのか、いかなる事実をもとに「不要」と判断したのか、その具体的事実ないし検討過程は何も説明されていない。

本件において、処分庁は、自立更生費についての調査を一切行っておらず、「検討」の前提となるはずの事実調査は尽くされていない。処分庁の判断は、本来考慮すべき事項を考慮

していないものであり、明らかに違法ないし不当である。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件各審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を要約すると次のとおりです。

(1) 本件各処分に至るまでの経緯

ア 平成29年11月27日、処分庁は審査請求人世帯に対し法に基づく保護(以下「保護」という。)を開始した。

イ 令和元年10月17日、処分庁は審査請求人より、父の叔母(以下単に「叔母」という。)が亡くなったため、遺産を受領すると報告を受けた。

ウ 令和2年3月30日、審査請求人が処分庁に対し、同月23日に1,133,277円の遺産を受領したことを申告し、「遺産管理事務処理に関する最終報告書」(以下「遺産報告書」という。)及び「振込金支払書」を提出した。これに伴い、処分庁は審査請求人へ遺産は返還処分の対象となる旨を説明した。

また、同日、審査請求人より処分庁へ、長女の高等学校卒業後の就労経費を、長女のアパート収入より控除することを目的として、同日付け「自立更生計画書」(以下「本件自立更生計画書」という。)の提出があり、同日、処分庁は本件自立更生計画書の内容を承認し、同年7月20日以降、長女のアパート収入より自立更生費の控除を開始した。

エ 同年8月26日、審査請求人から処分庁へ「遺産分割協議中に一度相談に来所し、収入認定されると説明を受けていれば相続放棄をしようと考えていたが、その時対応したケースワーカーから「遺産相続による収入は生活費に充ててもらおう」とのみ説明されたため、当然収入認定されないものと思った」という申出に対し、処分庁は誤解を与えたことを謝罪し、再度遺産は返還処分となる旨を説明した。

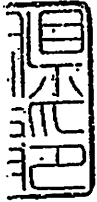
オ 令和3年3月9日、ケース診断会議を開催し、処分庁は、審査請求人が受領した遺産1,133,277円について、支給済扶助費1,099,156円のうち8,000円を超える1,091,156円について返還とする本件各処分を決定した。

また、自立更生費については、検討の結果、世帯の自立助長を阻害するとは認められない為不要と判断した。

カ 同年6月7日、本件各処分を実施することを決定し、同年5月20日付けで審査請求人に対し通知した。

キ 同年8月10日、審査請求人が本件各審査請求を提起した。

(2) 本件各処分に関する処分庁の意見



本件各処分については、ケース診断会議を開催し、組織的に自立更生費の検討をしている。

自立更生費の検討については、本件自立更生計画書に基づき、長女のアパート収入から自立更生に係る費用を、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第8の間58の2答により控除していたことから、保護金品の全額を返還額としても、当該世帯の自立を著しく阻害するとは認められないため、自立更生費の認定は不要と判断した。なお、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1の(1)及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(3)において、「収入として認定しないもの」のうち、遺産収入における自立更生費は示されていない。

そもそも法第63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定し、被保護者に対して、本来ならば受けるべきでなかった保護金品を受けた場合の返還義務を課している。これは法第8条に規定している最低限度の生活を超えて保護を受けた場合、資力を活用できるようになった時点からすでに支払った保護費を返還するものと解される。したがって、審査請求人が当該期間に受け取るべき金額以上の保護費を受けているため、収入認定ではなく、法第63条に基づき返還決定をした。

(3) 本件各処分に係る遺産収入について、自立更生費に該当する費用の有無を令和3年3月9日に開催したケース診断会議において検討した。令和2年3月30日に審査請求人から提出された本件自立更生計画書に基づき、長女のアパート収入から自立更生に係る費用を既に控除していたことから、遺産収入における自立更生費の認定は不要であるとの結論に至った。以上より、当該費用以外の費用について検討は行っていない。

判 断

1 認定した事実

審理関係人の主張及び審理関係人から提出された証拠書類等から次の事実が認められます。

- (1) 平成29年11月27日、処分庁は審査請求人世帯に対し保護を開始したこと。
- (2) 令和元年6月20日、叔母が死亡したこと。
- (3) 同年10月17日、福岡市東福祉事務所の職員は、審査請求人から遺産受領予定の報告を

受けたこと。

- (4) 令和2年3月30日、審査請求人は処分庁に対し本件自立更生計画書を提出したこと。

なお、本件自立更生計画書は、長女のアパート等の収入を就労や早期の保護脱却に資する経費として使用するため認定除外を求めるものであり、内容は次のとおりであること。

ア 自立更生の経費として希望する内容：就労や就学に伴って直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用

イ 自立更生のための経費：344,950円

ウ アの具体的な内容：一人暮らしのためのアパート入居費用

また、処分庁は本件自立更生計画書について承認したこと。

- (5) 同日、審査請求人は福岡市東福祉事務所の職員に対し、遺産報告書を提出し、同月23日に叔母の遺産1,133,277円を受領したと報告したこと。また、福岡市東福祉事務所の職員は審査請求人に対し、遺産の受領は返還対象になるため、金額は計算して後日伝える旨を説明したこと。

- (6) 同年9月15日、審査請求人は福岡市東福祉事務所の職員に対し、長女の専門学校合格通知が届き、入学金を一括で支払わなければならなかったため、遺産による預金から支払ったこと及び長女の前付バイクの免許取得費用や前付バイクの購入費用についても預金から支出しようと思っていることを伝えたこと。

また、福岡市東福祉事務所の職員は、審査請求人に対し、自立更生計画について、現在高卒後の転居費用を就労や早期の保護脱却に資する経費として認定しているが、免許取得費用での積立に変更したいのであれば再度自立更生計画書を提出するよう指示したこと。

- (7) 令和3年3月9日、処分庁はケース診断会議を開催したこと。また、同会議の資料である「不当受給事件報告書（法第63条）」（以下「事件報告書」という。）には、審査請求人が遺産1,133,277円を受領したことで、令和元年6月20日から令和3年3月9日までの保護費に過払いが生じたので、返還額を1,091,156円とする旨の記載があること。

なお、同報告書には、自立更生費について、検討の結果、世帯の自立助長を阻害するとは認められないため、自立更生費は不要と考える旨の記載があること。

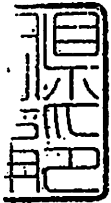
- (8) 令和3年5月20日付けで、処分庁は本件各処分を行ったこと。

なお、本件各処分決定通知書には、法第63条及び第77条の2の条文が記載されており、法第63条の規定による返還決定については、福岡県知事に対し審査請求できる旨が記載されているが、法第77条の2の規定による徴収決定についての審査請求に係る教示はないこと。



(9) 同年8月10日付けで、本件各審査請求が提起されたこと。

(10) 令和元年6月から令和3年3月までに処分庁が審査請求人に対し支給した保護費の合計額は1,091,156円以上であること。



2 本件各処分に係る法令等の規定について

- (1) 日本国憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、これを受け、法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と定めています。
- (2) 法第4条第1項は、保護について、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定めており、生活に困窮する者に同項の規定にいう「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することを求めています。
- (3) 法第19条第4項は、保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる旨を定めています。
- (4) 法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めています。
- (5) 法第64条は、法第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分等についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする定めています。
- (6) 法第77条の2は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる旨を定めています。
- (7) 保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、次官通知、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）、課長通知等に基づいて行われています。これらの国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられています。そのほかにも生活保護担当職員用の手引として「生活保護問答集につい

て」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)が出されており、これも活用しながら、保護の事務が行われています。

- (8) 次官通知第3は、最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、処分することができないか、又は著しく困難な場合等を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させる旨を定めています。
- (9) 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)は、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定する旨を定めています。
- (10) 次官通知第8の3の(3)は、次に掲げるものは、収入として認定しないこととしています。

ア～ウ 略

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ～キ 略

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの(ウからキまでに該当するものを除く。)

(7) 略

(イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

ケ～チ 略

- (11) 課長通知第8の問58の2答は、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第8の3の(3)のクの(イ)に該当するものとして、当該被保護者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入として認定しないこととし、また、経費の内容及び金額によって、一定期間同様の取扱いを必要とするときは、その取扱いを認めて差しつかえないとしています。

なお、収入として認定しない取扱いを行うにあたっては、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理することにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該金銭が他の目的に使用されていないことを確認することとし、当該金銭を使用した場合は、保護の実施機関が承認した下記2の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しな



いこととした額に相当する額について費用返還を求めることとしています。ただし、当初承認した目的以外であっても、その使用内容が下記2の目的の範囲であることが認められる場合にあっては、この限りではないとしています。

- 1 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。
- 2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。
 - (1)～(2) 略
 - (3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
 - (4)～(6) 略
- 3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告を行うことが可能と認められる者であること。

(12) 平成24年課長通知の1の(1)では、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とするが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えないとされています。

①～② 略

③ 当該収入が次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、課長通知第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があったものに限る。）

④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

⑤～⑥ 略

(13) 行政不服審査法第4条は、審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行

政庁に対してするとしています。

- 一 処分庁等（中略）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等

二 略

三 略

四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

- (14) 行政不服審査法第82条第1項は、行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないと定めています。

- (15) 福岡市福祉事務所長事務委任規則（昭和33年規則第52号）第2条は、地方自治法第153条第1項の規定により、福岡市長は、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任するとしています。

(1)～(10) 略

(10)の2 法第77条の2の規定による保護費の費用徴収に関すること。

(11)～(25) 略

3 判断

(1) 本件処分1について

法第63条は、被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに返還しなければならないとしつつも、その返還すべき額は、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えています。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不適当な場合や全額を返還させるのが不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解され

ています（福岡地裁平成26年3月11日判決・賃金と社会保障1615・1616号112頁）。

また、平成24年課長通知の1の(1)には、法第63条の運用について、同条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えない旨が示されているところ（同(1)の④）、これは、上記趣旨を示したものといえます。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（自立更生費）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきものであり、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となると解すべきです（最高裁第三小法廷平成18年2月7日判決・民集60巻2号401頁参照）。

処分庁は、本件各処分において、令和元年6月から令和3年3月までに処分庁が審査請求人に対し支給した保護費が過払いになったとして、1,091,156円を返還額としています。

また、事件報告書には、自立更生費について、検討の結果、世帯の自立助長を阻害するとは認められないため、自立更生費は不要と考える旨の記載があります。

このことについて、審査請求人は令和2年3月30日に本件自立更生計画書を提出し、長女のアルバイト等の収入から一人暮らしのためのアパート入居費用を自立更生費として認定除外するよう希望し、処分庁は本件自立更生計画書を承認しています。そして、処分庁は審査請求人の自立更生費の有無の検討にあたり、本件自立更生計画書に基づき、長女のアルバイト収入から自立更生に係る費用を既に控除していたことから、遺産収入における自立更生費の認定は不要であるとの結論に至っており、当該費用以外の費用について検討は行っていないと主張しています。

しかしながら、令和2年9月15日、審査請求人は福岡市東福祉事務所の職員に対し、長女の専門学校合格通知が届き、入学金を一括で支払わなければならなかったため、遺産によ

る預金から支払ったことと、長女の原付バイクの免許取得費用や原付バイクの購入費用についても預金から支出しようと思っていることを伝えており、福岡市東福祉事務所の職員は、審査請求人に対し、自立更生計画について、現在高卒後の転居費用を就労や早期の保護脱却に資する経費として認定しており、免許取得費用での積立に変更したいのであれば再度自立更生計画書を提出するよう指示しています。

そうであれば、審査請求人は長女の入学金や原付バイクの免許取得費用及び原付バイクの購入費用が生じていることについて、本件各処分以前に処分庁に伝えたものであると認められ、処分庁は、当該費用について、長女のアルバイト代から自立更生費として控除する余地があると認識していたものであるといえます。

したがって、処分庁は自立更生費の有無を検討するにあたり、本件自立更生計画書の内容以外の費用についても、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであるかどうか考慮するべきであったものといえますが、処分庁は本件各処分にあたり、本件自立更生計画書以外の内容について自立更生費に該当するかどうか検討していません。

よって、処分庁が本件処分1において行った判断は、本来の要返還額の全額を返還額とすることが審査請求人の自立を著しく阻害するか否かについて十分に検討した上で行われた合理性のある判断であるとは認められず、その判断において、裁量権の逸脱又は濫用があると認められるため、違法な処分であると判断されます。

したがって、その余の点を審理するまでもなく、本件処分1は違法又は不当と認められます。

(2) 本件処分2について

法第64条は、法第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分等についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとするとしています。

また、行政不服審査法第4条本文は、審査請求先について、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするとしており、同条第4号は、同条第1号から第3号に該当しない場合の審査請求先について、当該処分庁等の最上級行政庁であるとしています。

そして、法第77条の2は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる旨を定めており、この規定による費用徴収決定処分は、保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、法第64条の適用はないと解されます。

よって、本件処分2についての審査請求をすべき行政庁は、行政不服審査法第4条第1項第4号に基づき、処分庁の最上級庁である福岡市長であり、福岡県知事は審査請求をすべき行政庁には当たりません。



以上のとおり、本件各審査請求のうち本件処分1の取消しを求める部分については理由があるので、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分1を取り消します。

本件各審査請求のうち本件処分2の取消しを求める部分については不適法であるため、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき却下します。

4 付言

本件各処分決定通知書には、法第63条及び第77条の2の条文が記載されており、法第63条の規定による返還決定については、福岡県知事に対し審査請求できる旨が記載されていますが、法第77条の2の規定による徴収決定についての審査請求先等に関する教示はなされていません。

処分庁は、行政不服審査法第82条第1項に基づき、法第77条の2の規定による徴収決定についても、審査請求をすることができる旨並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求をすることができる期間を書面で教示すべきです。

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和5年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

(保護・援護課 保護指導係)

